

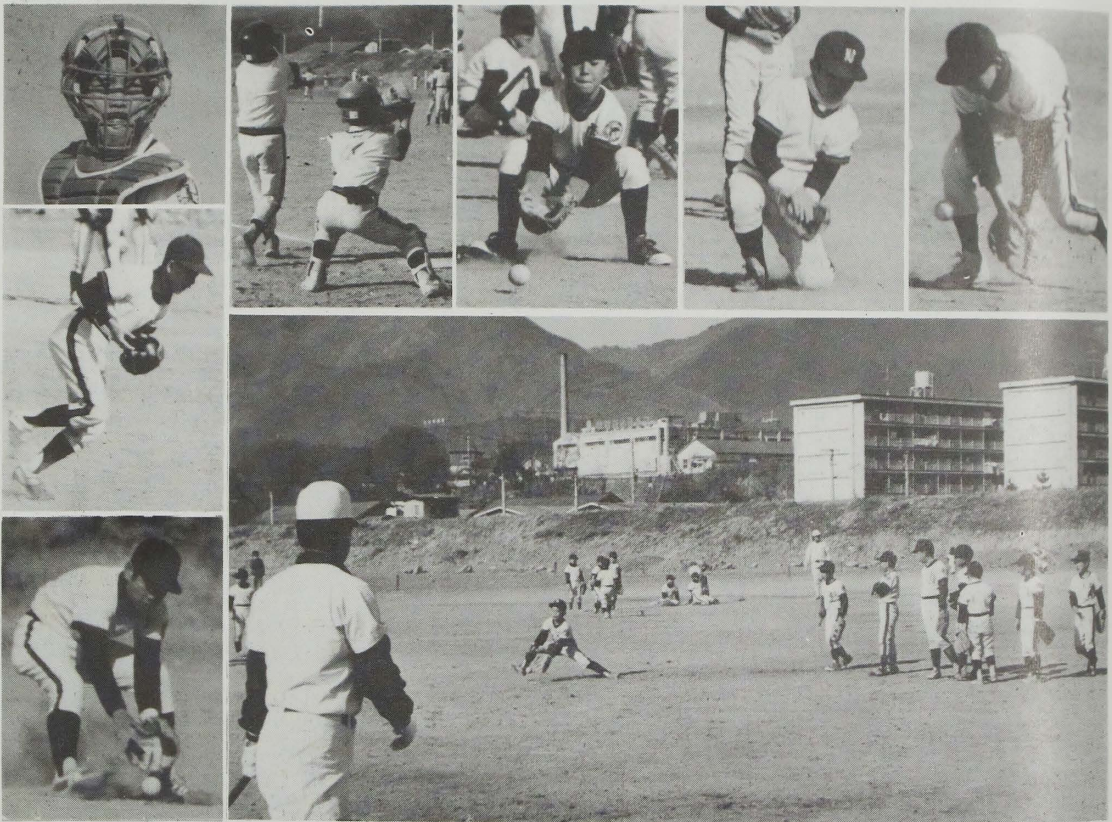
広報 うえだ

昭和52年3月1日

第738号

発行 上田市
 編集 秘書課
 電話 上田②4100
 印刷 田辺印刷

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円



球春!!チビッコ懸命に白球を追う●●●

野球好きの小学3年～6年生225人が集まって結成した「上田リトルリーグ」上田、小島の高校野球部O・B28人の指導で、4月、上田で開かれる春季県大会目指し、1月から毎日曜日、千曲川市民公園グラウンドで猛練習。帽子をとって「お願いします」とあいさつ。コーチのノックで右に左にと白球を追っています。

主な内容

- 新幹線上田駅誘致、近隣市町村も議決へ……………2ページ
- 簡易浄化槽設置にモデル地区を指定……………2ページ
- むだをなくし物を生かす運動実施……………3ページ
- 農地取得、転用の申請慎重に……………3ページ
- 4月から県営水道料金が変わります……………4ページ
- 「グラッ」ときたらあなたは どうする……………5ページ
- 地震について家族で話し合おう……………5ページ
- 全事務組合が黒字決算……………6・7ページ
- 昭和50年度一部事務組合決算の公表……………6・7ページ

市民の動き

(2月1日現在)

総人口	108,153人
男	52,634人
女	55,519人
世帯数	31,257戸

一第737号

図1 上田市に

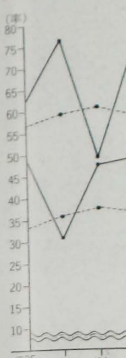


図2 胃ガ

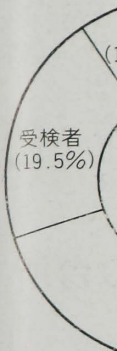


図3 胃ガ

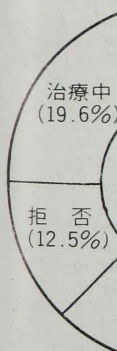
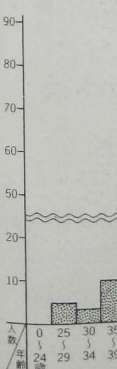


図4 上田市の



新幹線上田駅誘致 近隣町村も議決へ

同盟会へ11市町村が加盟



これからの誘致運動について話しあう同盟会加入市町村関係者

市民生活の利便、沿線地域の総合的均衡ある開発を目指す北陸新幹線の早期建設と、上田駅誘致を図るため、市は、北陸新幹線上田駅誘致期成同盟会を近隣市町村と設置し、積極的な誘致運動を進めています。さらに誘致運動を強力に推し進めるため、二月十四日上田勤労者福祉センターに近隣町村の議長、新幹線対策委員長に出席していただき、これからの誘致運動について話し合いました。

この話し合ひでは、上田駅誘致については、全町村異論はありませんが、ルートについては立地条件、地下水、つぶれ地などそれぞれ問題があるので、駅誘致とは切り離して考えて行くことにし、当面、地域住民の意志表示を公にし、陳情運動をより効果的に進めるため「上田駅誘致に関する要望」をそれぞれの町村議会で早く決議することを確認しました。

また、新幹線上田駅を利用すると思われる近隣町村へ北陸新幹線上田駅誘致期成同盟会への加入を呼びかけ、誘致運動の盛りあがりを図って行く方針を決めました。すでに十二月坂城町、二月に戸倉町、立科町の加入により同盟会も十一市町村を数え、その意義がより大きなものになってきました。

さらに群馬県嬭恋村とも二月十日に懇談会をもち、駅誘致の主旨の了解と村議会などで協力できる方向で研究するとの返事を得ています。この力をさらに強めるため、北佐久郡北御牧村などにも協力を呼びかけて行きます。

同盟会加入の市町村、各団体の

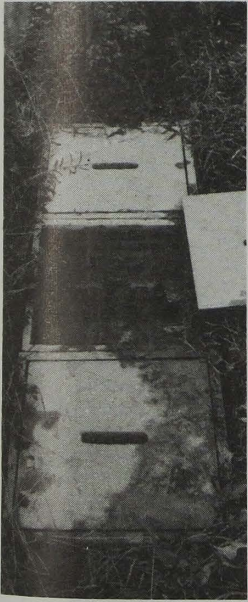
るときどうするか。
答 溜升はいらなくなりますがそのままでかまいません。
質問 工事日数は、何日ぐらい

す。
質問 物置など障害物がある場合は、
答 障害物をさけて施行した例

川をきれいに 簡易浄化槽設置に モデル地区を指定 ＝補助金増額交付＝

市は、稲の青立ちなどにみられる農業用水の汚れ、市街地を流れる

足並みをそろえながら、住民意識の向上を図るため、上田市の青年会議所で「北陸新幹線早期実現と上田駅誘致運動」のPR紙を近く発行し、加盟全市町村各戸へ配布し、より一層「北陸新幹線上田駅誘致運動」を盛りあげて行きます。



標準型の簡易浄化槽

る川の悪臭など河川の汚れの原因はなにかを調べるため、市内を流れる各河川の上流から下流にかけて数か所で水質調査をした結果、団地などの住宅密集地をとる下流ほどBODなど汚れを示す数値が高くなっていることがわかり、例、大屋堰の林之郷部落の上部BOD・四九PPM、みすず台団地下同七・四二PPMと約五倍、家庭雑排水が大きな原因であることが突きとめました。

**モデル地区は
補助金二千円増額**

この結果から、五十年以降の新築家屋には、家庭雑排水簡易浄化槽の設置を義務づけられました。また、既設家屋に対しても家庭雑排水簡易浄化槽設置補助金等交付要綱をもうけて、河川の浄化を図っています。

この要綱による補助金は、一戸または共同で設置する場合は、一戸一万五千元、自治会単位、また

は五十戸以上の集落で、その地区の七〇%以上が設置を希望する場合は、モデル地区に指定して、一戸一万七千円の補助をします。

市では、モデル地区指定の要望がある場合は、その地域を流れる主要河川の水質調査や説明会を開いて地区住民の皆さんと話し合いご理解をいただきながら簡易浄化槽の設置を図っていきます。

このモデル地区第一号として、神川の「みすず台南団地」（約二百戸）が指定を受け、近いうちに浄化槽設置の工事を始める予定です。

このほかに新興住宅団地などの自治会からも要望がでていますが市では要望があり次第、簡易浄化槽を設置して河川の浄化を図っていく考えです。

公害のない、住みよい上田市をいつまでも保つため、既設家屋簡易浄化槽設置にご協力ください。

**強制はせず
自主的に**

みすず台南団地での説明会では次のような質問がありました。
質問 〓モデル地区ということだが強制的に全戸、簡易浄化槽をつけるのか。
答 〓自主的にお願ひして行く。
質問 〓それぞれ溜升（ためます）がついているが簡易浄化槽をつけ

不用品の
紹介・あつせん電話で

3月15日
5月1日

り方法など決めてください。
④活用希望者は、その結果を必ず事務局へ連絡してください。
皆さんの家庭や事業所に、まだ

力に推し進めるため、二月十四日
上田勤労者福祉センターに近隣町
村の議長、新幹線対策委員長に出
席していただき、これからの誘致
運動について話し合いました。

向て研究するとの返事を得ていま
す。この力をさらに強めるため、
北佐久郡北御牧村などにも協力を
呼びかけて行きます。
同盟会加入の市町村、各団体の

るときどうするのか。
答 溜升はいらなくなりますが
そのままでもかまいません。
質問 工事日数は、何日ぐらい
か。

答 一軒、一日ぐらいでできま

す。
質問 物置など障害物がある場
合は、
答 障害物をさけて施行した例
がいくつもあるので心配ありませ

むだをなくし 物を生かす運動実施

資源活用推進本部

3月15日～5月15日

経済成長が低成長へと方向転換
して以来続く、不況、インフレの
中で「省資源、省エネルギー」が
叫ばれ、石油、電気などのエネル
ギーはもちろん、自分たちの周囲
にある資源を大切にしようという運
動が積極的に行われています。

民の皆さんも、この期間中に「資
源は限りある」を再認識されると
ともに、活用できる資源はお互い
にくふうし再利用を図りましょう。

上田市でも昨年「上田市資
源活用推進本部(本部長石井市長)」
を設け、資源保護意識の高揚を
図りながら、不用品の紹介、あつ
せん、資源活用広場などの実践運
動を展開、市民参加による資源活
用の月間運動を行っています。
今年も、三月十五日から五月十
五日までの二か月間を「資源活用
推進月間」として資源活用の啓発
不用品の再活用、再点検など資源
を大切にす運動を行います。市

農地の取得転用の 申請は慎重に

〈農業委員会事務局〉

農地の取得申請や農地転用の許可申請書の提出
は、次のことさらに注意して提出してください。
三、申請(農地の小作権、所有権移転など
の手続き)

農地の小作権、使用貸借権、賃貸借権の設定、
農地の移転などをする場合に必要となる手続き
ですが、この場合、現在所有している農地の面積
(借入地も含む)が、旧市内、旧塩尻村、旧別所
村の地域は、30アール、旧川辺村、旧中田村の面
積は40アール、左記以外の地域は50アールの面
積(下限面積という)がなければ農地を得るこ
とできません。

ただし、現在所有している農地へ、他の農地を
たうか借入れることにより上記の下限面積以上
なる場合は、関係ありません。
申請書へ添付する書類——土地の登記簿謄本
四、分で所有する農地を転用する場合の手続き
(四、分で所有する農地を譲渡し転用する場合の手
続き(五、分申請))

申請する場合に次の添付書類が必要になります。
受人(農地を買入れたり譲り受ける人)——住
民票、公図の写し、建物の平面図、建物の配置改
良、現地案内図、隣接する人の同意書、土地改
良区意見書、地元自治会の念書。
農地転用の許可申請をする時は、次のことさらに
注意し

1. 申請する人は、名前を必ず自分で書いてく
ださい。
2. 共有農地を転用するときは、共有している
人、1人1人の意志が確認できる文書、文
言を添付してください。
3. 案内図は、申請する土地を中心とした、2
万分の1～5万分の1ぐらいの位置図をつ
けてください。

農地転用許可申請書の提出期限を4月から、
毎月15日としますので、ご承知ください。

不用品の

紹介・あつせん電話で

3月15日
5月1日

市は、資源活用推進運動の一環
として、昨年と同様に不用品の紹
介、あつせんを三月十五日(火)から
五月一日(土)まで行います。
この紹介、あつせんは皆さんの
家庭にある不用品(生鮮食品は除
く)を対象に、再利用できる生活
用品を資源活用推進本部事務局(市
民課生活係)へ登録していただき
希望者からの問合せによりあつせ
んして行きます。

①不用品のある方は、資源活用推
進本部事務局へ電話などで品名、
規格、程度、希望価格、住所、氏
名、電話番号など必要事項を登録
してください。登録は、三月一日
から受けつけます。

②登録された品物は、市役所一階
市民ホールへ掲示板で紹介すると
ともに、電話での問合せにも応じ
ます。

③活用希望者は、事務局へ口頭、
または電話で申し出て、不用品所
有者と直接交渉し、価格、引き取
り方法など決めてください。

④活用希望者は、その結果を必ず
事務局へ連絡してください。
皆さんの家庭や事業所に、まだ
活用できる品物や人に譲ってもよ
い品物はありませんか。こうした
品物を登録し、再利用をお互いの
立場で考えましょう。この月間中
に引き取られない場合は、五月十
五日(日)に予定している「資源活用
広場」で即売することもできます。
この資源活用広場の開催について
は、後日の広報「うえだ」でくわ
しくお知らせします。
へお問合せ)

「中年以後の幸福と健康」講演会

3月8日(火)午後1時、市民会館

「老人のための明るいまち」モデル都市に指定された初年
度の事業の一つとして「健康な老後をすごし生きたいを
め開き、ことごとくをねらいとした講演と映画の会を
開きます。皆さんお誘いあわせてお出かけください。
とき・ところ＝3月8日(火)午後1時から市民会館
映画——「老後を働く」「人生百年」
講演——「中年以後の幸福と健康」講師＝藤森開一さん
(略歴＝北海道大学名誉教授、日本学術会議委員
県総合健康センター所長)

が強制的に全戸、簡易浄化槽をつ
けるのか。
答 自主的にお願ひして行く。
質問 それぞれ溜升(ためます)
がついているが簡易浄化槽をつけ



標準型の簡易

お知らせのヘーシ
お知らせのヘーシ
お知らせのヘーシ

四月から 県営水道料金が かわります

県営水道料金は、昨年十二月の県議会で改正され、四月分として徴収される料金から改正料金となります。(県の水道条例により、三月中に使用した料金から適用されます)

この改正により、一般家庭用(口径13ミリ)の一月の料金は、十立方メートルまでの基本料金が五百七十円から七百九十五円に、超過料金(十立方メートルを超える一立方メートル当りの単価)が六十円から九十五円になります。左表の改正料金表をごらんください

県営水道改正料金表 (1か月の使用料金) 4月1日実施

基本料金		超過料金 (1mにつき)
基本水量に 対する料金	水器に 対する料金	
※350円 700	95	95
14,00	200	
1,750	230	
2,800	330	
4,200	440	
7,000	1,100	
14,000	1,600	
21,000	1,850	
28,000	2,490	
42,000	3,200	
70,000	4,840	

※印は生活保護世帯及び母子家庭用

建設工事入札

「参加願」の提出

市関係の建設工事指名競争入札に参加を希望される方は「建設工事参加資格審査申請」の手続きが必要ですので、次により早目に手続きしてください。
提出期限
三月三十一日(木)まで

みんなが献血 明るい社会

＝献血にご協力ください＝

「健康で明るい社会生活」これはみんなの願いです。現在の保存血液の状況は、皆さんのご協力のおかげでかなり良くなっていますが、まだ必要量を完全に補ってはいません。長野県では、年間約七万本(一本二百cc)が必要で(県人口の三・五%)月間五千八百本、一日百六十本を目標に献血計画が立てられています。わたしたちも、いつどこで災難に合うかわかりません。献血をし

- 提出先
市役所建設部管理課庶務係 (☎241-000内線三四三・三四四有線207三二)
- 必要書類
①建設工事参加資格審査申請書
②市税完納証明書
③代表者の身元証明書
④経営事項審査申請書の写し
⑤委任状、または社内規則。



採血前に行う血液検査(塩田母子健康センターで)

- ておくと、保存血液が必要なとき優先的に供給されます。
(献血手帳で確認され、全国の医療機関で通用します)
献血は、手近なところで気軽にできるよう配慮されています。上田市には、「長野県赤十字血液センター上田出張所」(中央二丁目上田市医師会館内☎265五)が設置され、毎月第一、第三木曜日の午後一時から三時まで行っていますのでご協力をお願いします。
献血できる人
①満十六歳以上、満六十五歳以下の人。
②体重が男子四五kg、女子が四〇kg以上の人。
③血液の比重が1.052以上の人。

3月15日の産直は「船凍イカ」です。

今月の伝説
ところどころ
「北向観音」
18日午後6時上田ケーブル
ビジョン
20日市内三有線放送

今月の納税
国民健康保険税 一〇期分
納税は年度内(三月)に完納
しましょう。

市内中学生入選標語
税金で住みよい上田市
みんなの願い

- 献血できない人
①妊娠している人。または過去六か月以内に妊娠していた人。
②採血から一か月を過ぎていない人。
③最高血圧が一〇〇mm(水銀圧)以下の人。
お問合せ
民生部保健予防課保健係 (☎241-000内線二八八)

専門知識を 身につけよう

長野総合高等職業訓練校、通信訓練係(長野市吉田四二五一一二、二三八〇長野④二九三三)

取扱期間は次のとおりです
▽昭和十六年三月三十一日以前に加入された簡易保険は、五十一年一月一日から五十三年十二月三十

ご寄付お礼
▽町田喜久様(松本市) 日本画
「戸隠高原」三十号一面、老人福祉センターへ。

県営水道改正料

基本料	基本水量に 対する料金	基本料	基本水量に 対する料金
※350円 700	14,00	14,000	21,000
14,00	1,750	21,000	28,000
2,800	4,200	28,000	42,000
4,200	7,000	42,000	70,000
7,000	14,000	70,000	
14,000	21,000		
21,000	28,000		
28,000	42,000		
42,000	70,000		
70,000			

※印は生活保

・五%) 月間五千八百本、一日百六十本を目標に献血計画が立てられています。
わたしたちも、いつどこで災難に合うかわかりません。献血をし



採血前に行う

③最高血圧が一〇〇mm(水銀柱)以下の人。
へお問合せ)
民生部保健予防課保健係(☎四一〇〇内線二八八)

専門知識を身につけよう

〔通信制技能訓練生募集〕

生産現場で働きながら、技能の向上と専門知識を身につけようとしている人のために、職業訓練法に基づく、通信制の二級技能士訓練生を募集しています。

募集職種は、機械全般、時計修理、鋳物、木型、板金、電気メッキ、家具木工、建具、洋服、横あみメリヤス、配管、建築、左官、

受講料は、五千円(教科書、指導書、添削指導、面接指導)で、一か年で修了できます。

修了者には、受講職種の二級技能検定学科試験が免除されます。申込みは、随時受付ています。へ申込先・お問合せ)

満期がすぎている 簡保に 特別一時金

昭和二十四年五月以前に加入された簡易保険で、満期がすぎたがまだ解約していないなど、契約が消滅していない簡易保険は、お申出により契約を終了させ、特別一時金(保険金、配当金に特別付加金を加えた額)をお支払いして

「グラッ」ときたら あなたは どうする

—地震について
家族で話し合おう—

松代のひん発地震が治まり、身近な地震さわぎは遠のいた感じですが、最近、東海地方での地震発生説が科学者の間でも議論され大きな話題になっています。

- 今、地震が発生したら、あなたは どうしますか。あわてず落ち着いて避難できますか。地震がおきたときの心得として、ふだんから次のことに心がけましょう。
- ①「グラッ」ときたらあわてて外へとび出さず、丈夫な家具などに身を寄せろ。
 - ②一分すぎたらまず安心。
 - ③なによりもまず、火の始末をする。
 - ④避難は徒歩で、自動車は使わない。
 - ⑤狭い路地、へいのわき、がけつぷちはさける。
 - ⑥自動車に乗っていた場合は

- ⑦自動車を道路の左端にとめ「カギ」はつけたまましておく。
 - ⑧確実な情報(ラジオ、テレビなど)に従い、余震に恐れず、デマに迷わない。
 - ⑨秩序を守り衛生に注意、われがちの行動は混乱のもと。
- 日頃の用意が大切です
以上の点を心がけるとともに不意の地震に備え次のものを用意しておきましょう。
- 「トランジスタラジオ」懐中電灯、「非常用食糧」「飲み水」「医薬品」「貴重品」
- また、家族みんなで避難方法や避難場所などを話し合っておきましょう。

料理 着付 教室生徒募集

勤労青少年ホームでは、次により、料理・着付教室の生徒を募集します。希望者は、必ず来館して三月十五日までに申込んでください。(定員になり次第締め切ります)

へ料理教室)

期間 四月・九月までの六か月間
定員 火曜・水曜コースとも20名
受講料 一千五百円

へ着付教室)

期間 四月・五月までの二か月間
定員 水曜・木曜コースとも12名
受講料 一千円

へお問合せ)

上田市勤労青少年ホーム(☎七一一七)

二 寄付お礼

- ▽町田喜久様(松本市) 日本画
 - ▽戸隠高原 三十号一面、老人福祉センターへ。
 - ▽坂本洋行様(中之条)、レコード十枚、下之条保育園へ。
 - ▽森 一夫様(常磐城)、こたつ用掛ふとん一式、ときわ保育園へ
 - ▽宮崎善次郎様(小泉)、玉入れ競技用バスケツト、小泉保育園へ
 - ▽竹内晴男様(小泉)、汽車「D51くん」二個、小泉保育園へ
 - ▽小泉保育園保護者会様、天井扇二個、壁掛扇一個、小泉保育園へ
 - ▽笠原藤治様(浦野)、横断歩道用手旗八十本、浦里小学校児童の交通安全用として。
 - ▽五十一年度料理教室前期生一同様、電子時計一台、勤労青少年ホームへ
 - ▽樋口規雄様(神畑)、池沼二八㎡、防火貯水槽敷地として。
 - ▽松井民雄様(神畑)、池沼四九㎡、防火貯水槽敷地として
 - ▽石井秀雄様(小泉)、池沼四六㎡、防火貯水槽敷地として
 - ▽石井 渡様(小泉)、池沼一〇㎡、防火貯水槽敷地として。
 - ▽石井賢二様(小泉)、池沼三一㎡、防火貯水槽敷地として
 - ▽上野日出雄様(小泉)、池沼三四㎡、防火貯水槽敷地として
- 以上の皆さんからご寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。

全事務組合が 黒字決算

昭和50年度一部事務組合決算の公表

昭和五十年、上小地域広域行政事務組合、上小衛生施設組合、上田市真田町じんかい焼却場組合、大星斎場組合、上田市外八か町村病院組合の各決算が10月の定例組合議会で認定されましたので、この内容を公表します。(注)決算額は、千円以下切り捨て、グラフ、表は、万円以下切り捨て)

上小地域広域 行政事務組合

上小地域広域行政事務組合は、歳入総額四億九千四百二十五万八千円、歳出総額四億八千三百三十一万二千円、差し引き一千二百九十九万六千円の黒字決算で終了しました。

歳入は、この組合を組織している上小地域の市町村からの分担金が九二・九%で第一位を占め、ついで地方債、繰越金の順です。

歳出の主なものは、消防費が九五・七%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

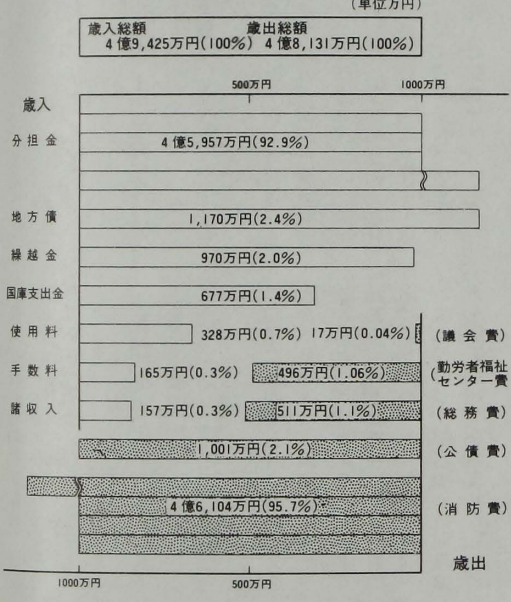
財産表 (五十一年三月三十一日現在)

建物	二、一三二一平方メートル
----	--------------

地方債現在高 (五十一年三月三十一日現在)

区	分	高	金額
昭和51年3月末日までの償還額	一億一四〇六万円		
昭和50年3月末日現在高	二六九万円		
			一億一六七五万円

上小地域広域行政事務組合 決算の状況



○ 歳出の主なものは、斎場費が六・七%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

地方債現在高 (五十一年三月三十一日現在)

上小衛生施設組合

上小衛生施設組合は、歳入総額一億五千九百九千円、歳出総額一億四千九百九十六万二千円、差し引き八百七十七万七千円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、この組合を組織している上小地域の市町村からの分担金が五六・〇%を占め第一位、ついで下水道維持管理費としての上田市支出金二八・八%、業者の投入手数料などの順です。

歳出の主なものは、処理場維持などの現業費が八一・九%を占め第一位、ついで総務費、公債費の順です。

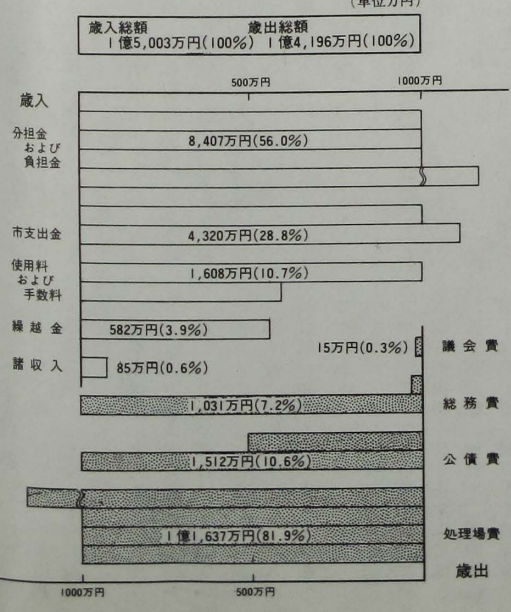
財産表 (五十一年三月三十一日現在)

土建	二、六五〇平方メートル
地物	六、六四一平方メートル

地方債現在高 (五十一年三月三十一日現在)

区	分	高	金額
昭和51年3月末日までの償還額	一億七五万円		
昭和50年3月末日現在高	八二二万円		
			一億八九七万円

上小衛生施設組合決算の状況



上田市真田町じんかい焼却場組合

○ 歳入の主なものは、上田市、真田町の分担金が九一・五%を占め第一位、ついで焼却手数料、諸収入の順です。

大星斎場組合

大星斎場組合は、歳入総額一千九百三十七万七千円、歳出総額一千八百七十三万三千円、歳出総額一千

大星齋場組合

大星齋場組合は、歳入総額一千九百三十七万七千円、歳出総額一千八百七十三万三千円、差し引き百二十三万四千円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、この組合を組織している上田市、東部町、真田町、青木村からの分担金が七六・一%を占め第一位、ついで使用料、繰越金の順です。

財産表(51年3月31日現在)

土地	七、〇四二㎡
建物	七、七九九㎡

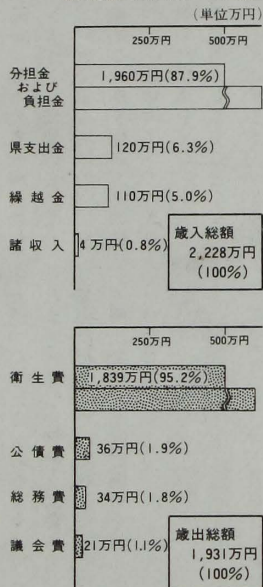
上田市外八か町村病院組合

病院組合

上田市外八か町村病院組合は、歳入総額二千二百二十八万八千円、歳出総額一千九百三十一万八千円、差し引き二百九十七万円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、この組合を組織している市町村からの分担金が八七・九%を占め第一位、ついで県支出金、繰越金の順です。歳出の主なものは、衛生費が九五・二%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

上田市外八か町村病院組合決算の状況

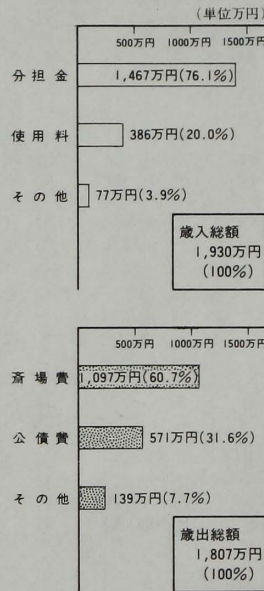


昭和50年3月末現在高	二六二万円
昭和51年3月末日までの償還額	一九九万円
差引現在高	二四三万円

土地	四、三〇三・一一平方メートル
建物	一、〇七・八三平方メートル

地方債現在高 (昭和五十一年三月三十一日現在)

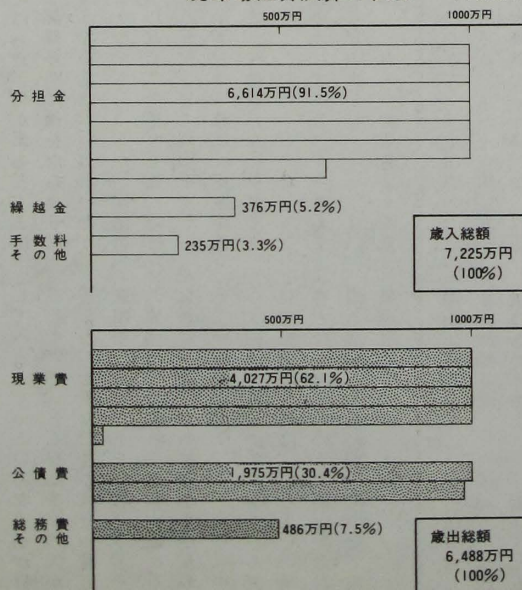
大星齋場組合決算の状況



昭和50年3月末現在高	一、六五九万円
昭和51年3月末日までの償還額	二二二万円
差引現在高	一、四三七万円

歳入の主なものは、斎場費が六・七%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

上田市真田町じんかい焼却場組合決算の状況



昭和50年3月末現在高	八、七四九万円
昭和51年3月末日までの償還額	一、四一三万円
差引現在高	七、三三六万円

地方債現在高 (五十一年三月三十一日現在)

土地	一、四一三・九平方メートル
建物	四、五二二平方メートル

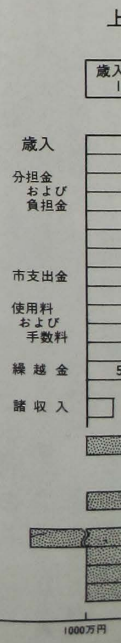
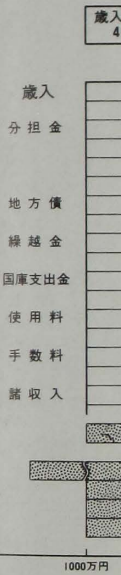
財産表 (五十一年三月三十一日現在)

上田市真田町じんかい焼却場組合

上田市真田町じんかい焼却場組合は、歳入総額七千二百二十五万三千円、歳出総額六千四百八十八万一千円、差し引き七百三十七万二千円の黒字決算で終了しました。

歳入の主なものは、上田市、真田町の分担金が九一・五%を占め第一位、ついで焼却手数料、諸収入の順です。歳出の主なものは、焼却処理などの現業費が六二・一%を占め第一位、ついで公債費、総務費の順です。

合議会で認定されたので、この内容を公表します。(注)決算額は、千円以下切り捨て、グラフ、表は、万円以下切り捨て)



解放への道

②

同和問題を考える

上田市では塩田解放会館、城南

おくやみ

次の方々がなくなられました。
つつしんでご冥福をお祈りいた
します。(一月三十一日現在)

- 永井操さん 中央北一(新田) 六七
- 高桑貞子さん 中央六(鍛冶町) 六八
- 山越茂重郎さん 国分 八一
- 五味和子さん 中央二(大手町) 五五
- 寺島勝人さん 中央東(上川原) 六八
- 沓掛小ゆきさん 下塩尻 七三
- 山岸綾緒さん 踏入一(踏入) 七六
- 三戸部守男さん 常田二(上常田) 七〇

- 山崎やすよさん 山口 七八
- 清水とめさん 常磐城三(諏訪部) 八七
- 尾崎六三郎さん 院内 七二
- 中村簡伴さん 常磐城一(西脇) 三九
- 梅原虎男さん 下塩尻 七九
- 柄沢国男さん 緑が丘一(新屋) 六九
- 佐藤もとさん 上塩尻 七八
- 宮島仁一郎さん 岩門 七六
- 戸谷二三夫さん 緑が丘二(新屋) 四二
- 武井省三さん 常磐城六(常磐町) 五七
- 宮島愛子さん 諏訪形 三六
- 河西はるゑさん 長島 六七
- 増沢利吉さん 常磐城六(常磐町) 七二
- 金井登金太さん 金井 七六
- 中沢ふかしさん 中之条 七九

- 谷口しかさん 下青木 八八
- 石井時治さん 半過 八一
- 滝沢潔さん 常磐城四(生塚) 七五
- 坂下親衛さん 築地 六一
- 丸山喜くさん 常磐城六(常磐町) 八六
- 土屋辰さん 常磐城一(西脇) 七二
- 笠原定治さん 神畑 七九
- 菅沼とみ江さん 上塩尻 八四
- 藤森大さん 天神四(北天神町) 六四
- 荻原梨恵さん 朝日が丘 〇
- 小谷六郎さん 緑が丘二(緑が丘北) 六二
- 中村貞代さん 伊勢山 七六
- 田中きそさん 上沢 八〇
- 洪沢英雄さん 常田二(北常田) 七五
- 清水ひでさん 諏訪形 八七

- 松崎たつのさん 上田原 七二
- 西沢清次さん 上吉田 九一
- 松井志南雄さん 神畑 八四
- 中村松子さん 大手二(大手町) 六七
- 岩田きくさん 中央六(鍛冶町) 八〇
- 竹田タマさん 御所 七三
- 水野周吾さん 神畑 八一
- 石川松一さん 常田二(踏入) 八四
- 深井篤子さん 常田三(染屋) 五六
- 大井だいさん 浦野 八六
- 吉池とりさん 浦野 七九
- 中野シゲさん 上室賀 六四
- 宮崎儀一郎さん 小泉 七八
- 宮崎きそさん 小泉 九一
- 小泉ふみさん 小泉 七〇
- 宮崎明さん 小泉 六一
- 宮崎ますへさん 小泉 七七

- 横山ふみ子さん 仁吉田 六九
- 水沢深繁さん 岡 八四
- 樋口きわめさん 岡 九五
- 田村英雄さん 新町 八一
- 松沢志けさん 保野 八六
- 宮沢信一さん 中組 七〇
- 宮原わかさん 柳沢 七〇
- 保母まつさん 八木沢 七一
- 成沢とみさん 下之郷 九五
- 小出万千衛さん 中央北一(新田) 七二
- 庄村五三郎さん 分去 六八
- 堀田吉正さん 天神一(北天神町) 八〇
- 町田安弘さん 中組 四〇
- 甲田まささん 五加 八二
- 横関ふくさん 下之郷 七五
- 上原直祐さん 下郷 八九
- 堀内三平さん 宮之上 三七
- 坂口光雄さん 矢沢 七二
- 荒井あいさん 森 七二

解放会館が、部落の完全解放のためセンターとして建設されておられます。解放会館も地域の関係機関と有機的な連携を保ち、その先頭に立って、地域のすべての人が過去の誤った認識を正し、不当なこの部落差別をなくすことを、他人ごとでなく、自分自身の問題として自覚し、真の民主主義社会の実現をめざして、連帯して取り組むよう活動をはじめていきます。

同和問題について、ややもする

と誤った考え方があるようにみられます。正しい理解と認識をもつていただき、この問題が一日も早く解決できるようご協力をおねがいいたします。

差別に気づく

このごろ、よく民主的とか基本的人権とか自由とか平等とかいいう声をたびたび聞くようになってきました。それと共に同和問題について一般社会の関心も高まって

きたとはいえ、何か事あるごとに悪質な部落差別は後をたちません。このような実態は、いつたいどうしたことなのでしょう。明治の解放令以来百年あまりもたったというのに、どうしていつまでもそうなのか、どうすれば、民主主義社会にあってはならない部落差別をなくすことができるのか、みなさんといっしょにじっくり考えてみたいと思います。

わたくしたちの身辺をよく注意

してみると、いろいろな差別が存在していて、どんなに多くの人が苦しむ、なやみ、この社会や家庭を暗くしていることでしょうか。その原因は、今の社会に非常識にもまちがった見方や差別がまかり通っているからです。

次回は、その許すべからざる偏見や差別のために、いたましい犠牲となった一人のうら若い生命が書き残した悲しい記録について掲載いたします。

16日

市課
100刷

キ
ール

時から午
時す。

問題で悩
8時30分
会事務局